

平成27年度 第1回和光市自立支援協議会 会議録案（要録）

- 1 日 時 平成27年8月26日（水） 午後2時～午後3時30分  
 2 場 所 和光市役所 6階 602会議室  
 3 出席者 14名

	所属団体等	氏名
会長	十文字学園女子大学人間福祉学科	佐藤 陽
副会長	和光市心身障害児・者を守る会	深野 正美
委員	社会福祉法人教友会 (和光市中央障害者相談支援事業所)	白石 将章
委員	すずらん	田畑 康治
委員	特定非営利活動法人 ポコ・ア・ポコ	山本 恵子
委員	東武中央病院	高萩 哲
委員	埼玉県朝霞保健所	谷戸 典子
委員	朝霞公共職業安定所	前澤 聖子
委員	和光市身体障害者福祉会	下川 初江
委員	特定非営利活動法人 耀の会	関 正視
委員	和光市社会福祉協議会	工藤 路彦
委員	特定非営利活動法人和光虹の会	海老原 利昭
委員	公募による市民	井本 昭
委員	その他市長が必要と認める者	近藤 憲

4 欠席者 5名

	所属団体等	氏名
委員	障害者支援施設すわ緑風園	森田 康彦
委員	埼玉県立和光南特別支援学校	折原 則子
委員	和光市教育支援センター	樋口 普美子
委員	和光市商工会	本橋 淳男
委員	その他市長が必要と認める者	高田 奈歩

（事務局）保健福祉部東内部長

社会福祉課 星野課長 岸本課長補佐 柴崎統括主査 野口統括主査

中田保健師

福祉政策課 阿部課長

5 傍聴者 3名

## 1 委員変更の報告

## 2 審議事項

自立支援協議会に対して市長から審議していただきたい事項。

資料1 意見を求める事項1 精神障害者グループホーム基盤整備事業について

資料2 意見を求める事項2 障害福祉施設（多機能型施設）の整備について

【 佐藤会長 】 それでは、これより議事進行を行います。議事録署名について名簿順とし、前澤委員、下川委員にお願いします。

### 意見を求める事項1

#### 精神障害者グループホーム整備事業について

事務局

資料1 に基いて説明する。

【 佐藤会長 】 質問やご意見がありましたらお願いします。

【 関委員 】 私どもが最初にこの提案をして進めた。辞退に至った事情については説明からよく分かった。私どものNPOとしては、現状でやむを得ないと思っている。現実には精神グループホームのニーズは強い。今のままでは、親亡き後の精神障害者の住む場所がなくなってしまうので、平成29年度までに建てるということであるが、前倒し可能であれば、一日でも早く実現してほしい。場所は、今までと同じ場所を想定しているのか。

【 事務局 】 今までと同じ場所である。

【 関委員 】 建築予算が厳しい話は説明から分かったが、グループホームの規模は、前回と同じショートステイ1室を含めて10室とするのか。

【 事務局 】 障害分野の施設整備の交付金は、高齢者福祉や子ども福祉分野と違い、申請から交付まで2年間かかってしまう。  
基本的には、精神障害者が通う通所系に加えて、入居系としては18室とする。その18室の中で、ショートステイ1室を加えることを想定している。今後、ニーズ量等を見ながら、一定の方向性が明らかになってきたときに、当協議会で改めてご意見をいただきたい。

- 【 井本委員 】 教友会は、この事業から撤退するという認識でよいか。
- 【 事務局 】 実施事業所については、再公募することになる。障害分野は、子ども分野のように多くの参入が見込めるものではない。公募をかけ、その後参入が1社であれば、審査判定を行う。もし、1社も参入がなかった場合には、こちらから適任の事業者へ声かけをして、選定等を行う。
- 【 井本委員 】 入居を希望される方は多いのか。また、地域移行に対して、このグループホームは機能するのか。昨年度の議論ではあまりされてこなかった。東武中央病院の敷地内で生活されている方は多くいると聞いている。これらの方を地域移行として、病院の外で生活することが大きな目標となるはずである。
- 【 事務局 】 地域移行、地域定着、就労支援の流れがある。和光には東武中央病院があり、近隣には大泉病院がある。在宅に戻れる地域移行と、グループホームに行く地域移行がある。そこから定着を支援していく。就労継続支援B型なのか、就労継続支援A型か就労移行支援につなげる。その流れの一環として、グループホームは最低でも18室のものを作らないと、安定した経営も成り立たず地域移行につなげることは難しい。そのために、現在計画を変更して取り組んでいる。
- 【 山本委員 】 18名は、前の計画の人数と変わっているのか。
- 【 事務局 】 1ユニットを2ユニットにすることで、9室から18室に変更する。
- 【 山本委員 】 ニーズはどのくらいあるのか。私達の法人もグループホームを運営しているが、つかんでいるニーズと実際にその人達が入居するかは差がある。国や県からの交付金が入るとしても、その規模のグループホームを作るとなると、莫大な持ち出しが事業所にかかる。事業所は採算を取れるだろうか。事業所はなかなか手を挙げられないのではないかと。和光市だけでなく、他の3市からも入居者を受け入れるのであれば、ある程度の人数の確保はできると思うが、規模が大きいのではないかと。
- 【 事務局 】 教友会が運営している身体障害者の4室については、ニーズに対応して作ることが第一義的であった。作ったあとになぜ入らないかについては、ケアマネジメントの方向性が原因である。地域移行や地域定着のケアマネジメントが、個々に目標設定がされていない。今回は、希

望があるから作るのではなく、親亡き後等の問題もあるが、マネジメントの結果として、現段階では28名程度の地域移行を希望している人がいる。しかし、これらの人も躊躇があると思う。今後の住まいについて、ケアマネジメントの目標を本人とどのように合意形成するかが一番難しい。病棟から地域移行していく中で、中間的な要素がないことが和光市の課題である。東武中央病院には、自主的に地域移行を進めてもらっていた経緯がある。これらを計画と摺り合わせて進めていきたい。事業所の損益分岐については、一定度の助言を行い、プレハブの場合の坪単価や保健医療機構への借入や交付金、家賃設定についても助言をして、ビジネスとして成り立つように支援していきたい。

【 山本委員 】 障害年金が2級であり、一般就労が難しいとなると、個人の収入は限られる。家賃設定を、市内にあるひかりの里ぐらいにすると難しいのではないか。安定して長く住み続けられるような値段設定ができるような建物を望んでいる。高価なものを作って、家賃を上げるようでは、誰も入らない。ここを第一に考えて作ってほしい。

【 事務局 】 今回は障害の計画の中で進める。行政計画の中で建ててもらおう。すぐに経営ができなくなるようでは困ってしまう。これを含め、坪単価等についても審査要件に入れていく。南エリアにできるサービス付き高齢者住宅は、生活保護の家賃設定基準と同等にしている。プレハブの中で、ユニット式でできるものが多い。これは、かなりコストを抑えることができる。また、就労定着をすることで、グループホームから普通のアパートに移り住む人もいる。  
家賃助成制度について、障害分野では一律10,000円であるが、高齢者分野では、低所得者で最大35,000円給付している。例えば、統合失調症のレベルがいくつで、低所得者で、一人暮らしで、入院関係も少ない等の状況を把握して、一定の公的扶助の上乗せができるかを検討したい。これらをしなければ、障害分野のグループホームは難しい。委員の意見を踏まえ検討する。

【 関委員 】 市の計画策定にあたり、アンケートを取った。その中でグループホームに入りたい人がどのくらいいるかを聞いた。多く的人数が希望していた。40~50人の方が入りたいという声が上がっている。親の会でいつも話すことは、グループホームの形態とお金の話である。これにより入居者が増えたり減ったりするのではないか。  
グループホーム入居者は、県と市から10,000円ずつ計2万円給付される。10万円以内であれば、自分の持ち出しが8万円である。

2級障害年金が、1ヶ月で、65,000円のため、自己負担は15,000円程度である。これであれば、親も入らせたいという希望が多い。一方、家賃が100,000円を超えると、親も年金生活のため、入居は難しい。2点目は入居形態である。今までは、終身型が多かったが、最近は一時的の高まりもあり、待機者が増えてしまうことから、2～3年で強制的に退居しなければいけない短期型がある。終身型であれば、ニーズも多いのではないかと。それであれば、18室でも足りないのではないかと。

- 【 事務局 】 他自治体と和光市が異なることは、和光市は的確なケアプランを作成していく。3年後にグループホームから異なる場所に移り住む、働くという目標があれば、そのようなケアマネジメントを行う。精神の状況が安定せず、グループホームを出られないのであれば、また医療の再検討を行うなどして、プランを作成していく。

このように、生活課題を改善するためのケアプランを作成することで、一定の住まいの循環が起こっていくのではないかと。もう1点、アンケートでは、160名程度が将来的にグループホームへの入居を希望している。今回、高齢者分野では、空家の再活用として、低所得者の住まい支援をしようとしている。また、和光市はワンルームアパートのストック活用もできる。その展開を障害にも広げていきたい。これにより、コストも大きく下げられるのではないかと。

- 【 井本委員 】 埼玉県内のグループホームを市町村別に集計したが、精神のグループホームは少ない。その中でほとんどが医療法人の運営である。医療法人が運営することが大切なのではないかと。精神障害者の方は医療と連携しないと難しいのではないかと。

- 【 事務局 】 医療と障害の連携は大きい。特に精神障害者の方は、在宅における医療の連携と、入院継続ではなく、地域に出て行く治療計画の中で支援していくことが市の方針である。

- 【 谷戸委員 】 地域移行について、医療機関とやり取りをしていると、事業者や病院で熱心に考えてもらえるようになってきている。一番問題になることが住まいの確保である。病状も変化があり、単身の方が多くいるため、行政がチェックしグループホームの体制を整えて迎えられることは、関係者にとっては非常に心強いと思う。病院でも地域移行について浸透していくことは、保健所として取り組まなければならない。

【 白石委員 】 当事者として、計画を完遂させることができなくて申し訳なく思う。運営していく上で、経営本体が破綻してしまっただけでは仕方ないので、現状の計画では、不可能という結論に至った。規模を大きくすることで、金額が想定以上に跳ね上がることはない。利用者が増えたり、他の事業と合わせたりすることで、収益は上がる。これらを踏まえ、建物を作るコストは返すことができる。これらを踏まえ、健全な運営をするためには、ある程度の規模は必要であった。この筋道を立てて、計画を練り直しているということであるため、実現できる可能性は大きくなっていると感じる。今回、相談支援事業として参加しているが、現場では、精神障害者が地域で暮らしていくためには、グループホームが必要ということを感じている。本当に実現したかったが事業所としても、このグループホームがあれば、どれだけ心強いのかも感じていた。この計画が成功するように、この会議でも意見を出していきたい。

【 佐藤会長 】 他にありませんか。なければ、今回出た意見を集約し、意見書は会長に一任とさせていただいて作成し報告してよろしいか。

【 一同 】 異議なし

## 意見を求める事項2

### 障害福祉施設（多機能型施設）の整備について

事務局

資料2に基いて説明する

【 佐藤会長 】 質問やご意見がありましたらお願いします。

【 関委員 】 非常に良い取り組みである。この事業は行政としてどのような位置付けで支援を行うのか。

【 事務局 】 市と協定を結び、民間事業として進めていただく。また、基盤整備について、今回の第4期和光市障害福祉計画では、年度ごとに見直しを行い、ブラッシュアップを行う。なお、平成27年度においては、事業者から和光市の不足しているサービス事業の提案があった場合には、それを優先して行う。もちろんこの会議にも基盤整備として諮問する。今後は、翌年度は何を整備するかを諮問し、一定の公募を行っていきたい。

- 【 関委員 】 事業者単独で事業を運営することは覚悟がいる。市としての助成や支援はあるか。
- 【 事務局 】 市単独の基盤整備の費用や運営面の支援は考えていない。しかし、入居系の家賃助成はある。また、医療も介護も障害も給付費という制度がある。基本原則は、この中でビジネススキームが組めるかということであり、これは参入の必須条件となる。それができないものは、公設公営や公設民営で市が行う。なお、今回の提案団体は、国の交付金等を受けず、自らで行う提案である。また、民設民営の成果や公設民営の在り方については随時検討していきたい。
- 【 井本委員 】 短期入所の定員1名は少ないのではないかと。和光南特別支援学校PTAの方と交流しているが、子どもを一定期間預けなければいけないときに預けられないため、「宿泊しなくてもよいので、なんとかしてほしい」という声を聞いている。教友会関連の事業所である章佑会を見学したが、短期入所の体制がしっかり組まれていた。市内では、すわ緑風園において、短期入所を受け入れているが、ほとんど受け入れてもらえてないという声も聞いている。市として、根本的に大きく取り上げていただきたい。この提案事業所一ヶ所に委ねている印象を受ける。
- 【 事務局 】 市としても、短期入所が必要量に対して供給量が足りていないということは認識している。その中で、平成28年度からは、平成27年度中に当委員会に諮り、一定度の基盤整備を行いたい。今後、地域密着型サービスを進めていく中では、中央エリアのひかりのさとと同じ共生型として、障害部分や高齢部分がある中規模的な施設で、短期入所枠を5～6室設けていきたい。これができれば、状況も変わってくるのではないかと。
- 【 海老原委員 】 第4期和光市障害福祉計画では、放課後等デイサービスのサービス見込量を、平成26年度は61人としている。この多機能型施設ができた場合には、どのように反映されていくのか。
- 【 事務局 】 サービス見込量については、必要量供給量に置き換える。1人が年間何回そのサービスを使うかが必要量であり、それに対して、この施設は定員5名で1年間で何回提供できるかが供給量である。このやり方を年度ごとに行い、基盤整備についても整理していきたい。そして、SPDCAサイクルの中で、実際に必要量供給量についてチェックをする。

- 【 山本委員 】 今回の事業者からの提案は、意見を求める事項ではない。お知らせ事項でよいのではないか。
- 【 事務局 】 他の自治体では高齢者施設が乱立している。和光市は的確な事業計画を策定し、基盤整備を行っていたため、必要量と供給量のマッチングができていて、高齢者分野ではうまく機能している。その一方で、障害者施設は足りていないため、可及的速やかに基盤整備に取り組みたい。もちろん民主導か公主導かという議論もあるが、民間による整備を基本とする。そのような中で、今回、この事業者から提案だけだった。市は、抑制や管理というのではなく、事業計画に基づくサービス基盤の一翼を担っていただきたいということでご意見を伺う。これによりサービスを指定することもスムーズになり、市としても行政計画の一環で認められているサービス事業者としてPRができる。また、事業者としても、行政計画の一環で行えるメリットがあるのではないか。これらを踏まえた上で、基盤整備計画の一環として、この協議会のご意見をいただきたい為、この様な形にした。また、放課後等デイサービスは供給量が必要量に対して一程度超えてきている。このサービス自体も、個々の質の問題等、様々な声もある。ケア会議や事業者連絡会はもちろんのこと、個別指導をしながら質を担保していきたい。
- 【 下川委員 】 事業者がどれだけの力があり、どのような心のこもったサービスができるかについて、私たちはこの資料だけでは分からない。そのため、市が直接、事業者と話したことは大きい。事業者の質の担保については、引き続き取り組んでいただきたい。
- 【 井本委員 】 保育所等訪問支援とは、どのような事業か。
- 【 事務局 】 保育園では、発達障害や障害児の方等には1名の保育士を追加する加配というものがある。一方、この保育所等訪問支援は、保育園で療育を提供することが可能になるサービスである。これを使っている自治体はほとんどないが、ケア会議の中で療育が必要となった場合、加配として保育士を補充することなく、サービス提供が可能になる。
- 【 佐藤会長 】 他にありませんか。なければ、今回出た意見を集約し、意見書は会長に一任とさせていただいて作成し報告してよろしいか。
- 【 一同 】 異議なし



### 3 報告事項について

事務局

資料3

平成 28 年度に、権利擁護センターを設置する予定です。運営方式として、社会福祉協議会へ委託するセンターと、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等で構成するコンソーシアム型へ委託するセンターのダブルスタンダードを考えています。

社協への委託業務は、後見サービスの提供、市民後見人の養成です。平成 28 年に設置をし、平成 29 年に実稼動できるようにしたい。まず、法人が稼動し、その後、市民後見人を養成する。平成 30 年からは、市民後見人が動けるような段取りをイメージしている。

また、ケアマネジメントの一貫として、自立支援協議会に権利擁護部会を設置したいと考えている。そこで様々な意見を出していただきたい。

また、例えば、AさんBさんにかかる障害の後見が法定後見であれ市民後見であれ、後見センター支援のもと、コミュニティケア会議に付する。そこで相談支援事業のケアマネジメントの一員として後見人に入っていただく。チームの中の一翼でやっていただくことに意味がある。これが「和光方式」の後見センターの機能である。また、平成 30 年度には、高齢もこどもも障害も生活困窮も一体型包括支援センターで行う。そこに権利擁護センターのサテライト機能が加われば日常生活圏域レベルで対応できるようになる。

【 佐藤会長 】 質問やご意見がありましたらお願いします

【 工藤委員 】 権利擁護センターの実施に向けて、長野県の広域権利擁護センターを設立している社協を視察に行く予定がある。また、朝霞4市で勉強会を行う予定である。和光市社協としては、今年度の下半期に市民後見の啓発や講演会等を企画する。

【 佐藤会長 】 住民に理解を求めていくことが大切である。

【 関委員 】 市民後見人の養成について、他市の実情を聞くと、上手く機能していないところもあると聞いている。和光市のように後見人の活躍の場やその仕組みがあれば、うまく機能するのではないか。

【 事務局 】 後見人として活躍していただく人を養成することが目的である。また、後見人を付けるかどうかについても、ケアマネジメントの一貫の中で整理する。後見は、生活課題解決の支援の一貫である。

- 【 海老原委員】 法人後見を進めてきたグループの団体として、どのようなやり方が和光市にとってよいのか、成年後見の在り方を、市民目線で議論した方がよい。また、コミュニティケア会議と連動するやり方は、全国的に事例があるのか。
- 【 事務局 】 全国的に、権利擁護とケアマネジメントは、縦割りを起こしているケースが多い。だから、チームケアで担っていくことが大切である。また、様々なケースに対応していくために、社協と、弁護士会等とのコンソーシアムのダブルスタンダードで行うことが望ましい。和光市ならではの法人後見のあり方については、このダブルスタンダードの方向性をもっている。
- 【 井本委員 】 私は知的障害者の親であり、市民後見と法人後見のどちらに委ねるかを考えると、長期的に安定して後見していただける法人後見が望ましい。しかし、経済的な理由で、後見を依頼できない人がたくさんでくるのではないかと。権利擁護の視点で見た時に、確実に後見人が必要と判断したときには、親が反対しても後見人を付けることが本来の後見、権利擁護の在り方である。
- 【 山本委員 】 資料では、補助人、保佐人、後見人がケア会議に参加しているが、親族の後見の方も参加するのか。
- 【 事務局 】 後見人が親族の方の場合でも、原則、ケア会議に参加していただく。
- 【 海老原委員】 図を見ると自立支援協議会の中に権利擁護部会が新設になっている。他の部会との関わりはどのようになるのか。
- 【 事務局 】 今回、権利擁護部会を部会として創設するが、他の部会についても、今後、具体的にお示しする。
- 【 佐藤会長 】 自立支援協議会の各部会を再構成するということである。ケア会議に自立支援協議会の部会が関わるのであれば、自立支援協議会がより機能していくことが重要になる。他にご意見がなければ、その他として事務局として何かあるか。

事務局次回会議日程を連絡